大阪市城東区役所保健福祉課（保健）

臨時的任用職員（事務職員）募集要項

１　募集人数

１名

２　業務内容

城東区役所保健福祉課（保健）に勤務し、医療免許・健康増進・公害健康被害補償・母子保健に関する事務全般に従事していただきます。

（書類審査、システム及びパソコン入力、資料作成、書類発送、書類整理及び保存、窓口・電話対応等）

３　応募資格

（１）地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第 16 条（抜粋)】

（欠格条項）

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（２）日本国籍を有する者

※本採用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことができないという原則）に基づき行われます。

以上（１)、（２）の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

４　任用期間

令和９年１月１日から令和９年６月 30 日まで

※ただし、状況に応じて任用期間を最大６か月間延長する場合があります。

５　勤務条件等

（１）勤務時間・日数

午前９時 00 分から午後５時 30 分（休憩 45 分）

１日７時間 45 分、週５日勤務

※必要に応じて時間外勤務に従事することがあります。

（２）休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日～１月３日）

（３）勤務場所

大阪市城東区中央３丁目５番 45 号　大阪市城東区役所保健福祉課（保健）

（４）給料

募集時点の初任給（地域手当（給料月額の 16%）を含む。）は、227,824 円ですが、採用時には変更されることがあります。なお、職歴などがある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。また、手当には、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当などがあります。

（５）休暇等

臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：10 日（予定）
特別休暇	・忌引休暇　・結婚休暇　・災害等による通勤時の出勤困難な場合 ・生理休暇　・妊娠障害休暇　・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇　・育児時間休暇 ・子の看護等休暇　・短期介護休暇　・ドナー休暇　等

その他、部分休業制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。

（６）社会保険

大阪市職員共済組合・厚生年金保険

（７）服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

（８）その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

６　選考方法

（１）筆記(論述）試験　（事前提出による）

自筆の場合は鉛筆、消せるペンは使用しないでください。

（２）面接（口述）試験　　（試験時間 15 分程度）

※ 合格者の決定は、筆記試験、面接（口述）試験を総合的に判定し決定します（合格基準を定めていますので、一定の基準に達しない場合は不合格となります)。

７　選考日時及び選考会場

日時：令和 8 年 12 月 15 日（火曜日）午前 9 時 30 分開始（午前 9 時 15 分集合）

場所：城東区役所　2 階　集団検診室

※ 面接（口述）試験のみを当日実施します。そのため、終了時間は、受験者ごとに異なります。

８　申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお、書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

（１）大阪市臨時的任用職員採用申込書（以下、「採用申込書」とする。）　　１通

※過去 3 カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

（２）申し立て書　　１通

※ 申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

（３）第 1 次試験：筆記（論述）試験における小論文（所定様式)・・・1 通

※ 提出書類の様式は、下記の提出先まで受け取りに来ていただくか、大阪市城東区役所ホームページから取得してください。

（３)「採用選考結果通知」送付用の定形封筒（長形 3 号）　　１通

※必ず宛先を記載のうえ、320 円切手（特定記録）を貼付してください。

〇採用申込書の受付期間等

（１）持参する場合

ア 申込み期間

令和 8 年 12 月 11 日（金曜日）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前 9 時から午後 5 時 00 分まで

イ 申込書受付場所

〒５３６－８５１０　大阪市城東区中央 3 丁目 5 番 45 号

大阪市城東区役所保健福祉課（保健）（２階２１番窓口）

（２）郵便等で送付する場合

ア 申込み期間

令和８年 12 月 11 日（金曜日）まで（当日必着）

※「採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

※書留以外の方法により送付された場合に起こった事故については責任を負いません。

イ 申込書送付先

上記（1）イと同じ

○受験案内【面接（口述）試験】について

面接（口述）試験の受験案内の送付はいたしません。

採用申込書・申し立て書ならびに筆記(論述）試験の提出をした受験者の方は面接（口述）試験の受験時間に必ず集合してください。

なお、交通事情による遅延以外に集合時間（７　選考日時及び選考会場のとおり）に間に合わない場合は面接（口述）試験を受験することができません。遅延が見込まれる方は同日午前９時 30 分までに城東区役所保健福祉課　採用担当（6930-9882）へ連絡してください。

○結果の発表

合否については、受験者本人あてに送付します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

※お電話などによる選考結果のお問い合わせは、ご遠慮ください。

９　その他

（１）この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

（２）受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

（３）合格後に受験資格がないこと又は申込内容に虚偽が認められた場合は、合格を取り消すことがあります。

10　問合せ先

〒５３６－８５１０　大阪市城東区中央３丁目５番 45 号

城東区役所保健福祉課（保健）（担当：渡部）　電話６９３０－９８８２

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第４条　職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第８条　市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という)を定めるものとする。

2　職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
・入れ墨の施術を受けないこと